

九州医療科学大学・宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会合同研修会
令和6年11月8日(金)

相談支援専門員とは

相談支援サポートさわらび
主任相談支援専門員 児玉 さおり



日向

合同会社 さわらび
相談支援サポートさわらび

〒883-0002

日向市平野町1丁目22番地

☎0982-66-7787 Fax0982-66-7790

e-mail sawarabi@indigo.plala.or.jp



ご本人と共に望む暮らしの実現をめざします。



職員紹介

職 名	氏 名
主任相談支援専門員	児玉 さおり
相談支援専門員	山口 真紀
相談支援専門員	小田 美子
相談支援専門員	松下 陽子
事務員	黒木 葉月

指定事業名

ー	基幹相談支援センター
○	委託相談支援
○	指定特定相談支援
ー	指定障害児相談支援
ー	指定一般相談支援

四
年
半

障がい福祉係

○身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の申請受付や各手帳の交付など

手帳を渡す時に該当する障害福祉制度の紹介

○来庁者(窓口に来られたお客様等)の対応

用件や相談内容を聞いて、ふさわしい係や窓口につなげる



一
年
半

障がい者支援係

○障害福祉サービスの支給決定業務や認定調査など

障害福祉サービスの受給者証を発行したり、
障害福祉サービスを利用したい人の認定調査を行う



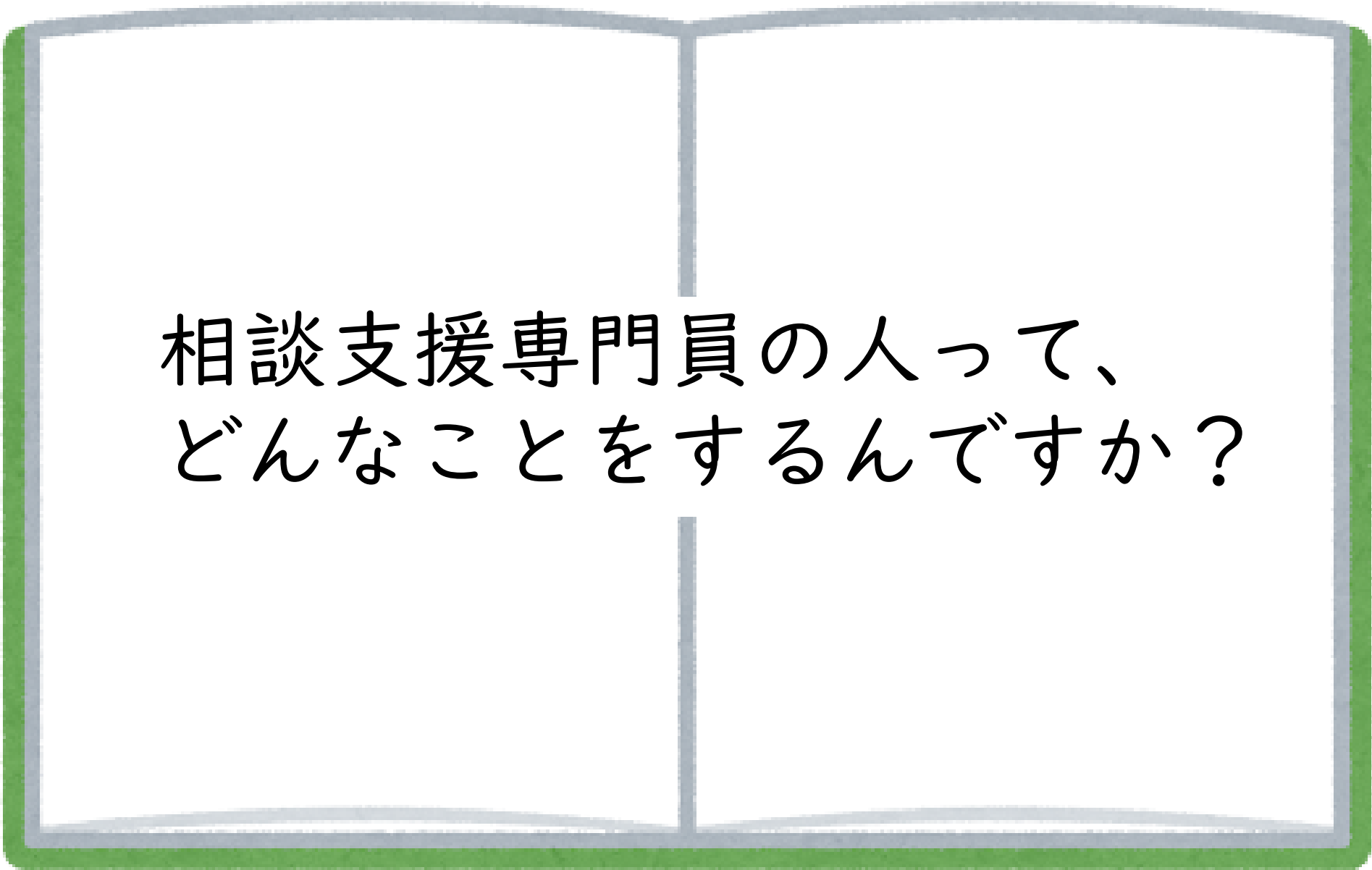
手帳を渡す時に該当する福祉制度の紹介

用件や相談内容を聞いて、ふさわしい係や窓口に繋げる



障がいがある人、みんな知ってるのかなあ？

知らずに困っている人っていないのかなあ？



相談支援専門員の人って、
どんなことをするんですか？

福祉用具販売員さん



施設の職員さん



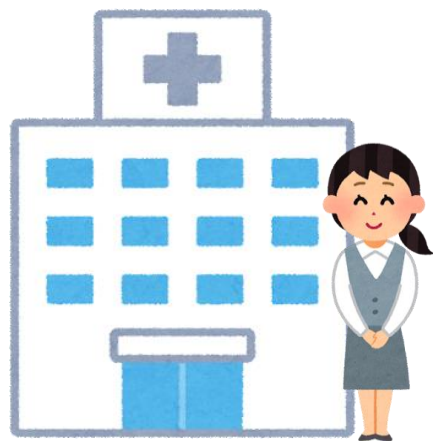
計画です！



モニタリング
報告書です！

相談支援専門員

連携室のワーカーさん



ヘルパーさん



相談支援専門員って
どんなことをする人なんですか？

障害福祉サービスとそのサービスを使いたい人を
繋いだり、障害がある人の相談を受けたりするん
だよ





例えば
グループホームに入りたいという人がいる場合



ご本人が直接グループホームに申し込むのではなくて



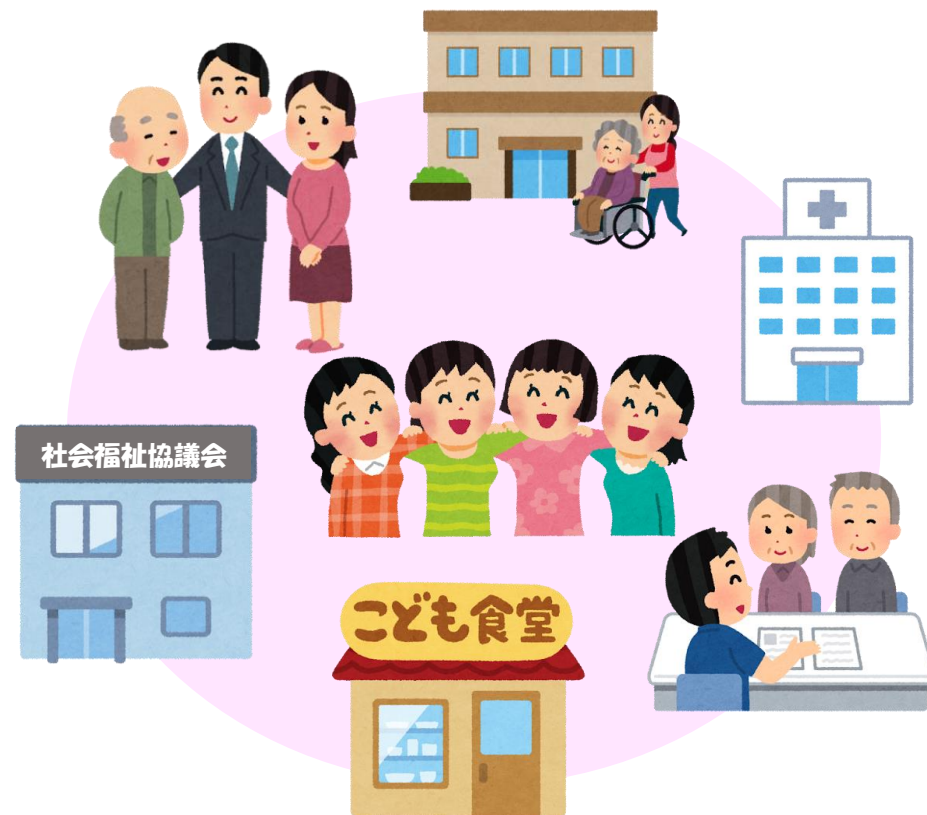
例えば
グループホームに入りたいという人がいた場合、



相談支援専門員が間に入って調整をしたり、計画書を作る



他にも
ご本人の困りごとや悩み事等の相談を受けて

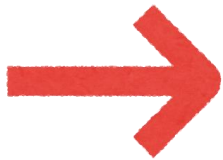


必要な人や機関に繋いだりする

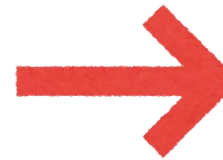


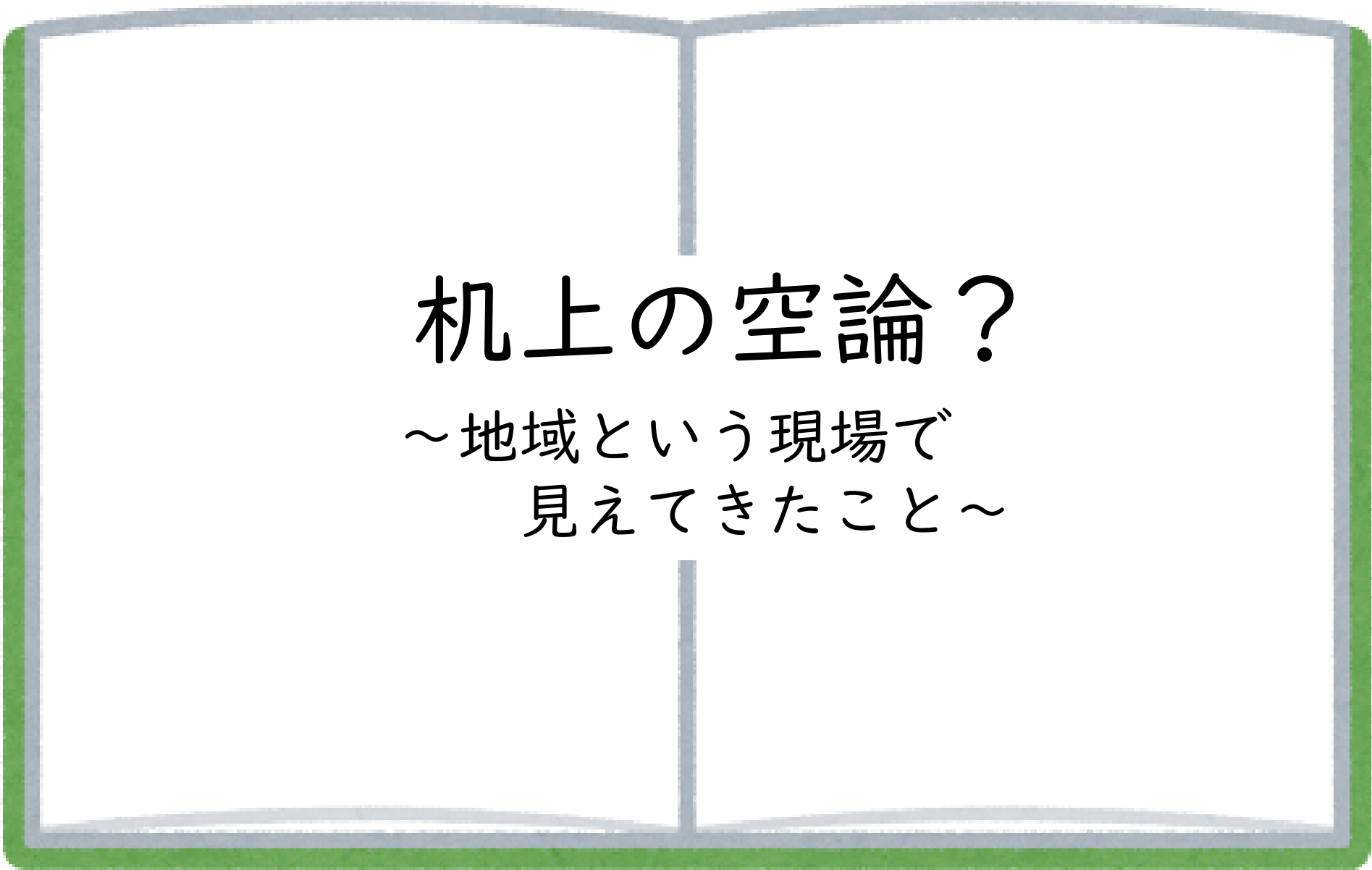
簡単に言うと
コーディネーターの役割をする人たちだよ

相談支援専門員になれば、
これまで覚えたことや勉強したことを
活かすことができるかも知れない！



相談支援従事者
初任者研修





机上の空論？

～地域という現場で
見えてきたこと～

障害福祉制度

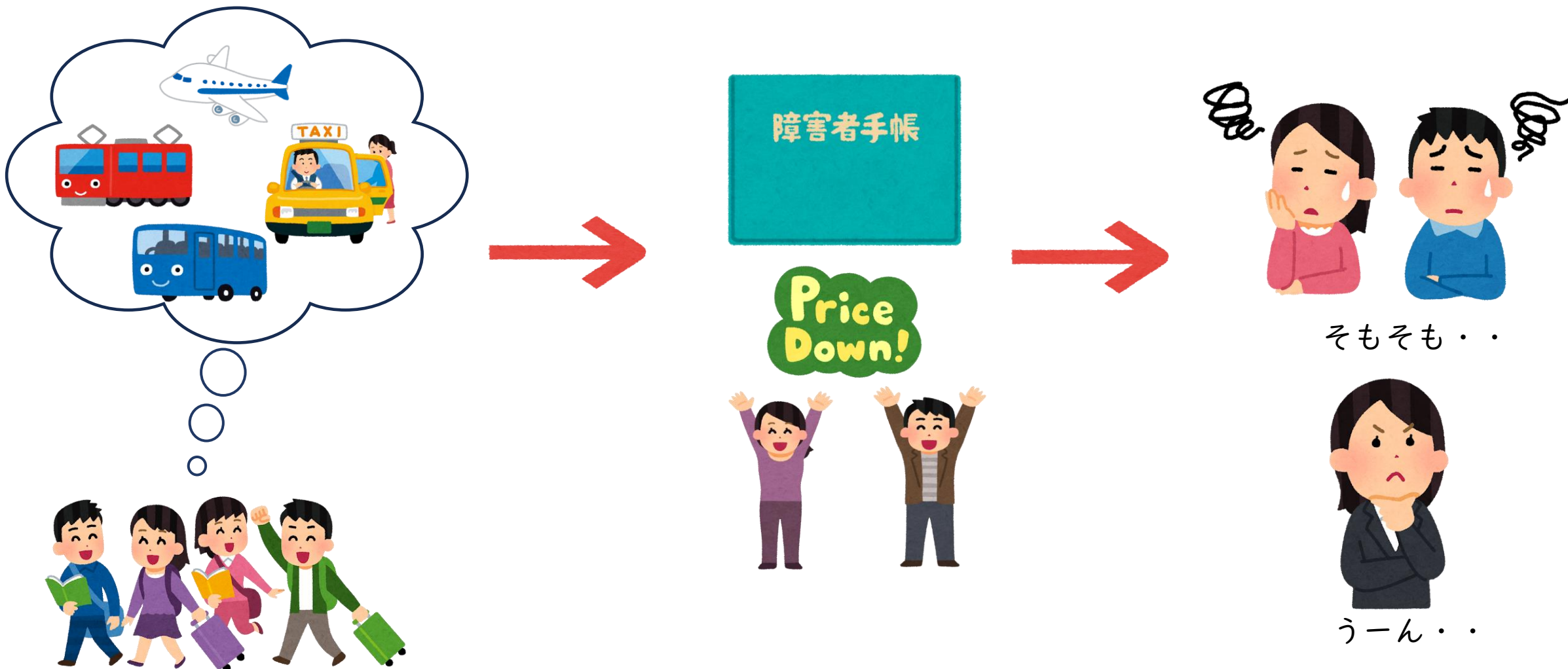
障害福祉サービス



ご本人の生活・暮らし

例えば

障害者手帳を持っている人が受けられる各種交通機関の運賃割引制度 (※)



※手帳の種別ごとに細かい要件があります

例えば

家事を行うことが困難な場合に利用できる、居宅介護・家事援助

(※)



布団から出られない



対人面に不安がある



うーん・・・

※利用のための要件等があります

障害福祉制度や 障害福祉サービスの理解



ご本人の生活・暮らし
不安や困りごとの背景を知る



本当に必要な支援に辿りつく



ご本人の生活・暮らし

ご本人の生活・暮らし

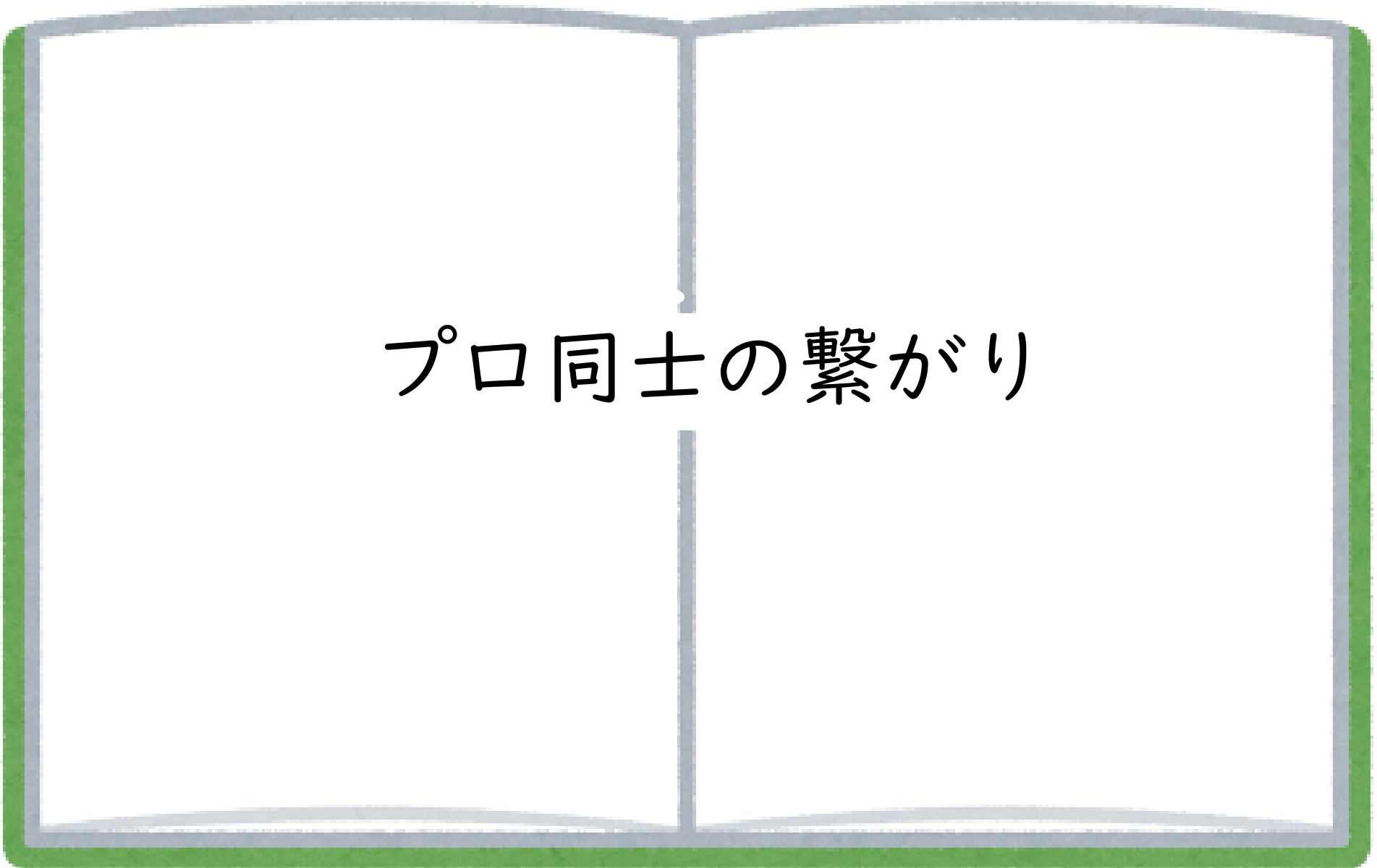


整理



分析

相談支援専門員の専門性を活かして、丁寧にアセスメントを行うことで、ご本人に必要なこと(福祉制度や福祉サービス、その他の支援など)が見えてくる

An illustration of an open book with a green cover and a blue border. The book is open to two blank white pages. The text "プロ同士の繋がり" is written in the center of the spread.

プロ同士の繋がり

相談支援専門員一人では、ご本人の生活を支えたり
ご本人の希望や夢を実現するのは難しい



必要な専門機関や専門職等へ繋いで、
ご本人を支えるためのチームをみんなで作っていく！

相談支援専門員は“繋ぎのプロ”とされています

医療、介護、福祉、それぞれの分野にはそれぞれのプロがいます。
その道のプロの方々からご本人が直接支援等を受けられるよう、
繋げるために繋がる、そして繋がり続ける。



相談支援専門員が一人で頑張らなくていい。一人で頑張ってはいけない。
“連携”というプロ同士の繋がりを作りご本人の人生をチームで支えていく。

ま な と
真那斗さん
と

ゆ き と
佑希斗さん

先天性大脳白質形成不全症候群 (ペリツェウス・メルツバッハ病)

重度の心身障害があります

日中はお二人とも、生活介護事業所[※]へ通所しています



兄 真那斗さん 22歳

真那斗さんは、昨年秋に胃ろうを造設
医療的なケアが必要

※生活介護事業所とは
常に介護を必要とする利用者に対して日常
生活の介護や支援、創作的活動・生産活動
の機会の提供、身体機能や生活能力の向上
のために必要な援助を提供するサービスの
こと

お父さん、お母さん
真那斗さん、佑希斗さん
の四人暮らし



弟 佑希斗さん 19歳

言葉で表現はできないけど、
表情、仕草、声のトーンで自分の気持ちを伝える
ご家族や支援者は、暖かいまなざしで
真那斗さん、佑希斗さんをみつめ、想いを汲む



お二人が細かい内容を誰かに伝えたいときは・・・

コミュニケーションボードを活用します





鬼滅の刃の小芭内をみたい

TVを替えて



リクエストしたい

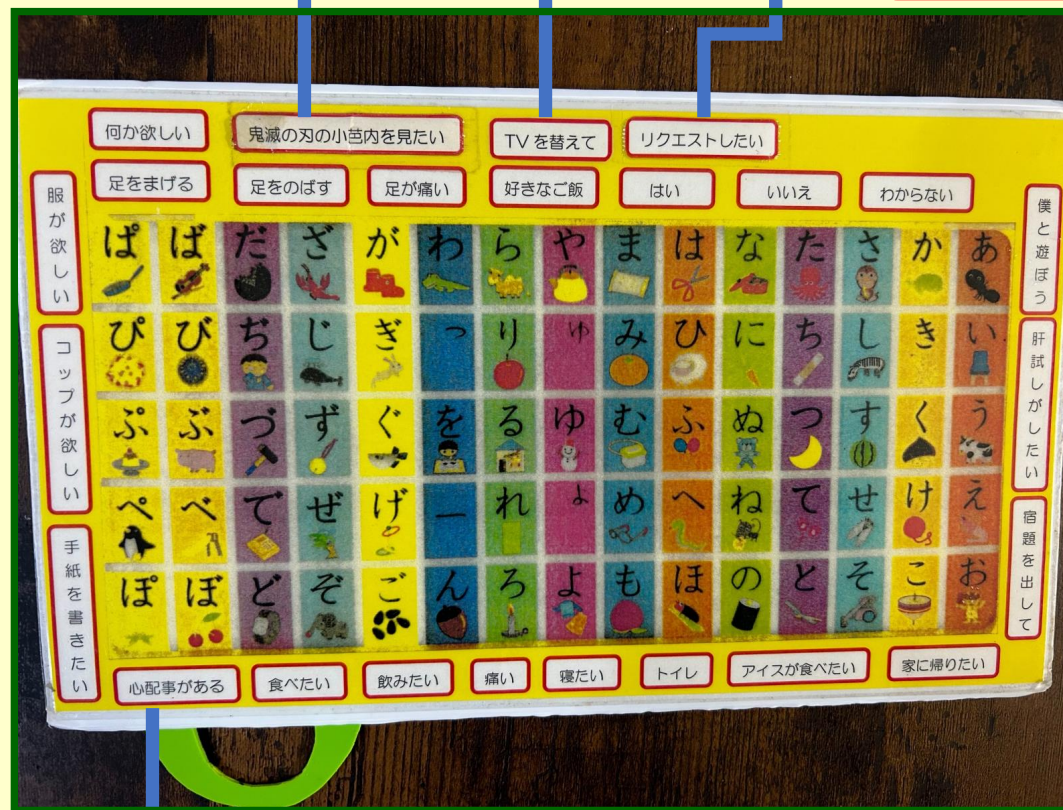


そう言えば・・・

「心配事がある」は、
3月まで療育センターに
入所していた時は
活用していたようですが、
今は使う事はありませんね。



心配事がある



佑希斗さんが
どんな毎日を過ごして
いるか伝わってきます

皆さんだったらどんな言葉を載せますか？ (資料なし)



兒玉Ver.

地面師つけて

背中を搔いて

肩を揉んで

白髪を染めて

梔元が食べたい、5辛で！



真那斗さん、佑希斗さん、 お母さんの想いを届ける

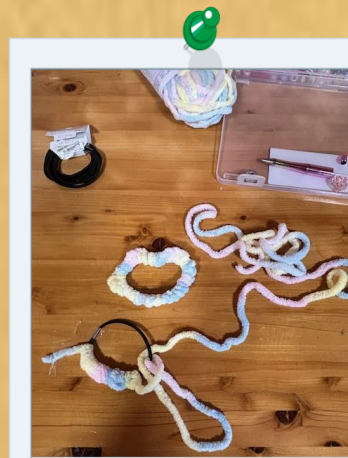
真那斗さん
何かみんなの役に立てる
お手伝いがしたい

お母さん
真那斗や佑希斗の
想いやペースを大切に
してくれて、二人が
安心して活動できる場
所で過ごして欲しい

佑希斗さん
仕事をしてお金を稼げる
ようになりたい



“tokoとこ”での活動の様子



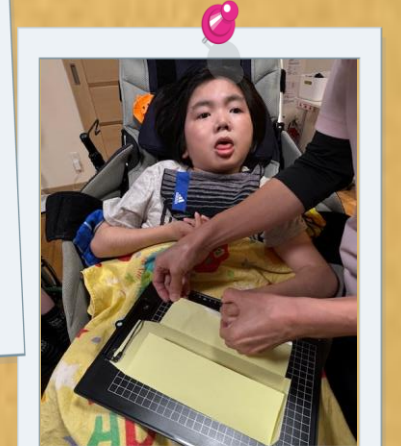
ヘアゴム



キラキラ
ボールペン



佑希斗さん
ヘアゴム作り



真那斗さん
ポチ袋作り



ポチ袋

作った作品は
イベントなどで販売します

(資料なし)

手仕事について



ボールペンづくり



ふわゴムづくり



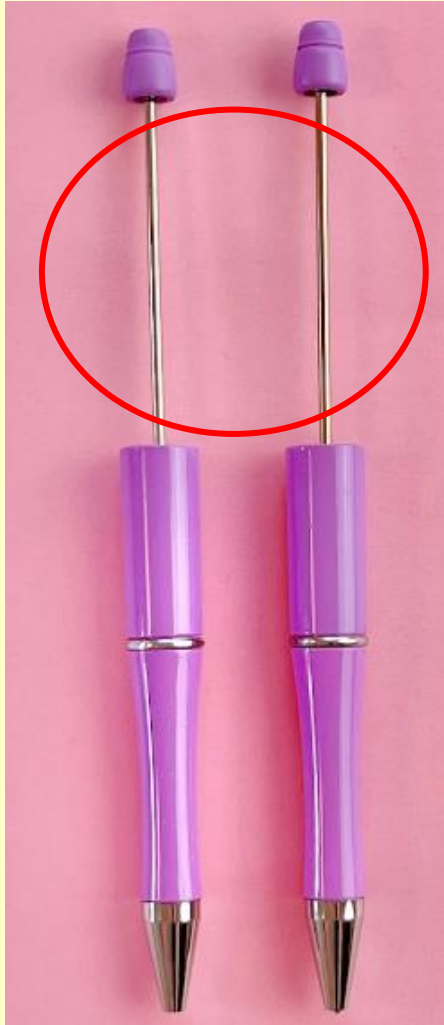
ポチ袋づくり

今日はどのお仕事をしたいですか？

ご本人に今日のお仕事を選んでいただくところから始まる

(資料なし)

キラキラボールペンづくり



(完成形)



(資料なし)

ふわゴムづくり



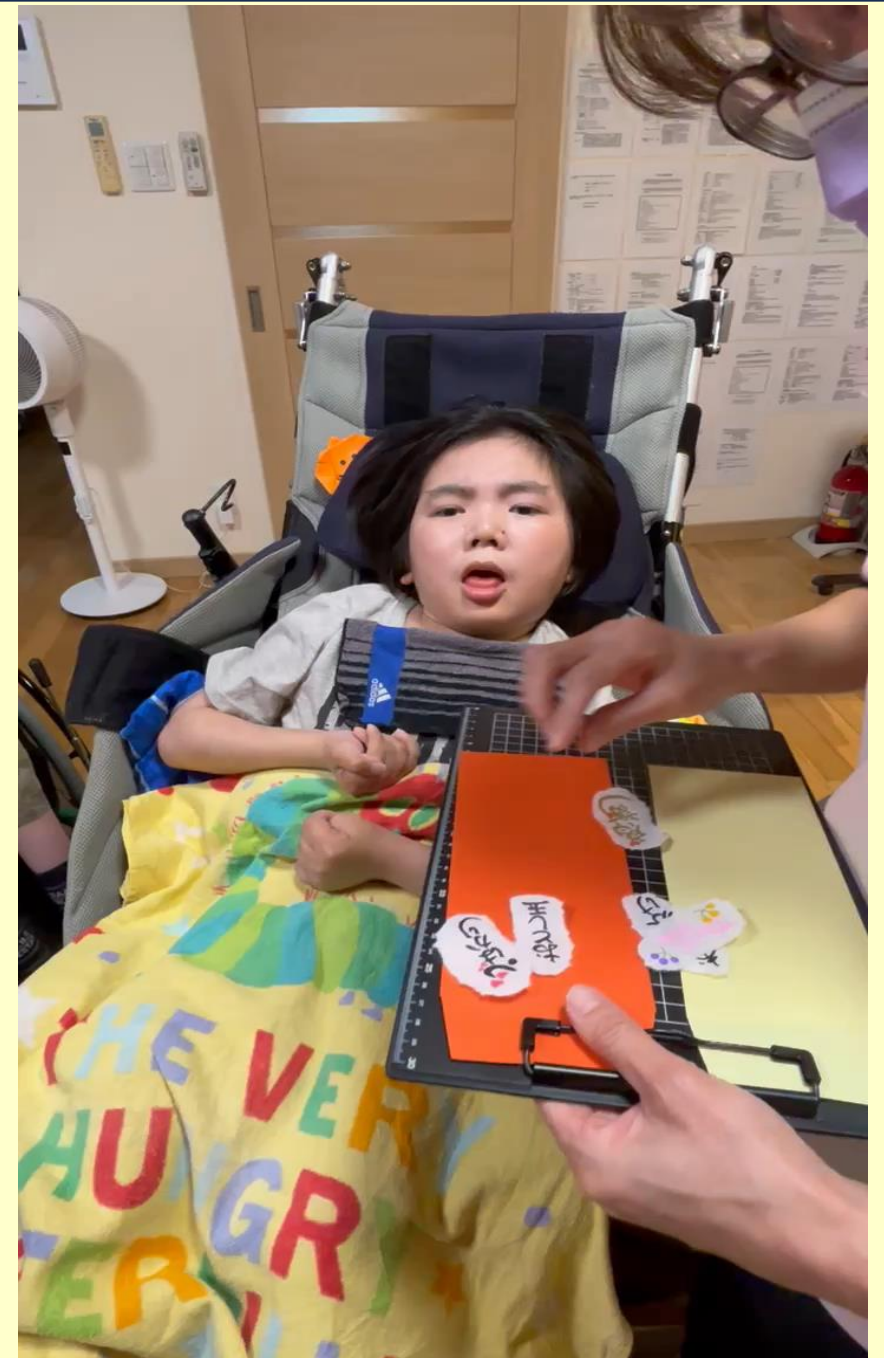
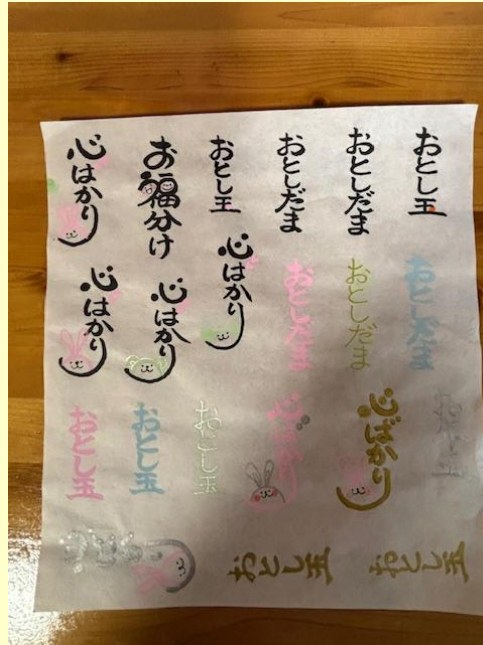
(完成形)



(資料なし)
ポチ袋づくり



(完成形)





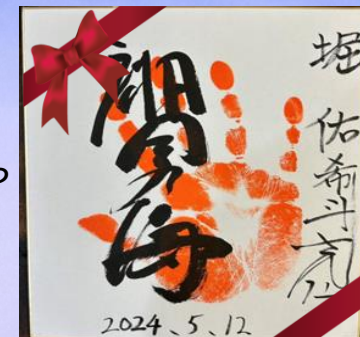
応援ありがとう！
これからも
精進します。



願いや想いが叶うと、
新たな夢や希望が
生まれる



やったー！
湘南乃海関から
返事がきた！



将来は
ヘルパーさんじゃなくて
メイドさんを雇うよ



ヤクルトのお姉さんと
握手して喜ぶ佑希斗さん

佑希斗さん
湘南乃海関に手紙を書こうか！

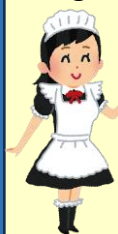


湘南乃海関
大好き



真那斗さんは
Mrs. GREEN APPLE大好き！

Mrsの歌、
歌うよ



真那斗さんと佑希斗さんのエコマップ

プリンセス姫
スイートTVの
パパに会いたい

メイドさんを
雇いたい

パソコン
編集の
会社

パソコン
教室

日向市
福祉課

短期入所
施設

医療機関

ヘルパー
事業所

ヤクルトの
お姉さん

訪問歯科

生活介護
にっこり

友人
(家族ぐるみ)

マンガ
倉庫

祖父
祖母

お父さん
お母さん

訪問看護

大久保
さん

五十猛神社
秋の大祭

さわらび
兒玉

高田川
部屋

支援学校の
先生

生活介護
tokoとこ

宮崎場所

湘南乃海に
会いたい



お母さんの気持ち

真那斗は口からの食事が難しくなって、経鼻腔管栄養の処置を行って栄養を摂っていた時期があります。

経鼻腔管栄養は一時的なものなので、その後、胃ろうを造設しています。

胃ろうの決断をするまで随分と悩みました。

食べる楽しみを奪ってしまいたくなかったのです。でも、胃ろうであっても、口からも食事を摂れることが分かって気持ちは幾分和らぎました。

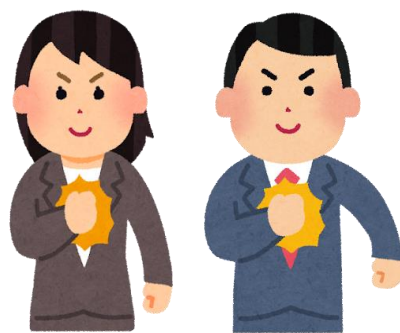


佑希斗に関しては、主治医の先生から、胃ろうよりも気管切開の方が先かも知れないねと言われています。でも、私も夫も、佑希斗から声を奪うことや、私たちが佑希斗の声が聞けなくなることがとても嫌で。それだけは、本当にとっても嫌で。

まとめ
～相談支援専門員とは～

相談支援専門員とは

(障がいのある)ご本人に福祉サービスなど必要な資源や支援をお届けし、ご本人がそれらを活用できるようにサポートを行う専門職。



繋ぎのプロ



私たちの支援に「正答」はなく
解釈次第で、正解にも不正解にもなり得る

あの声掛けで
良かったかな

連携が上手く
行かないな

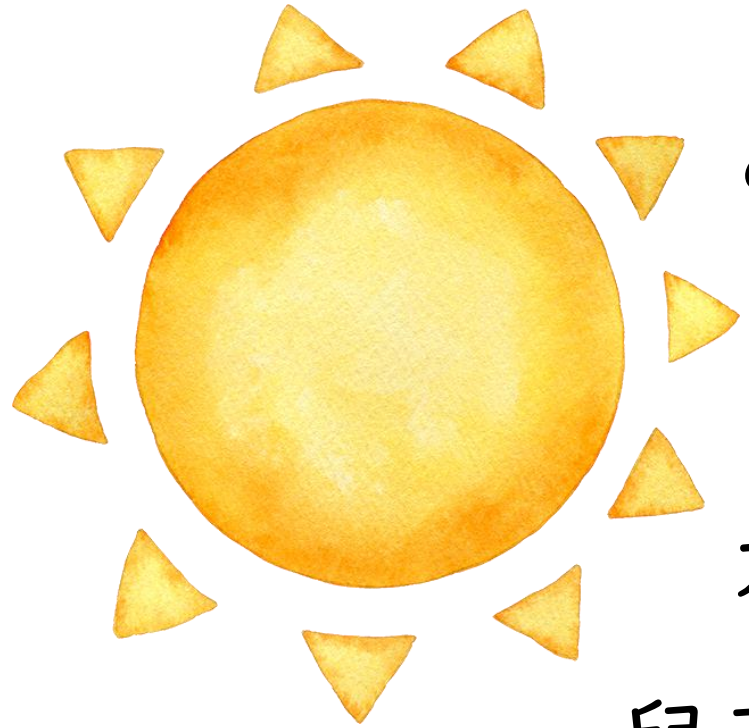
どうしたら
もっと良い関係
作れるかな

もっと出来る事は
なかったかな



だから

その時々で、ご本人にとって最善であろう道を
ご本人と一緒に模索していく



ありがとう

スッキリしました

元気が出たよ

兒玉さんがいてくれてよかった

7 実務経験要件について

(1) 実務経験の業務内容

実務経験は「相談支援の業務」又は「直接支援の業務(介護等の業務)」であることが必要です。

例えば、「障害者支援施設において、主に請求等の事務等に従事していた」場合には、「相談支援の業務」に該当しないため、実務経験として認められません。

サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の実務経験要件とは、内容が異なりますので、十分にご確認ください。

区分	具体的な定義
相談支援の業務	身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
直接支援の業務 (介護等の業務)	身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者 に対して介護に関する指導を行う業務

(2) 実務経験を積む場所(事業所及び施設)について

実務経験として認められる業務の実施場所は、告示により一定の事業所・施設での経験に限られます。それ以外の事業所・施設での経験は原則として認められません。

(3) 実務経験年数の数え方

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であるものとします。例えば5年以上の実務経験であれば業務に従事した期間が5年以上でありかつ実際に業務に従事した日数が900日以上である必要があります。

(4)必要な実務経験年数

相談支援の業務		
①	H18年10月1日時点で、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者である者で、H18年9月30日までに実務経験を満たす者	3年
②	ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これに準ずる事業の従事者 イ 児童相談所、身体障害者厚生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者厚生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者 ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設の従業者 エ 病院もしくは診療所の従業者 ((ア)社会福祉主事任用資格者、(イ)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、(ウ)【A】の資格所持者、(エ)ア～ウまでの業務の従業者であった期間が1年以上の者に限る。) オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 カ 特別支援学校、その他これらに準ずる機関(特別支援学級)の従業者	5年
③	②に従事する者のうち、【A】の資格による業務に従事した期間が通算して5年以上ある者	3年

【A】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、または精神保健福祉士の資格を有する者

直接支援の業務(介護等の業務)			
①	ア	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従事者	10年
	イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等の従事者	
	ウ	病院、診療所、薬局、訪問介護事業所の従事者	
②	①に従事する者のうち、【B】の資格を有する者		5年
③	①に従事する者のうち、【A】の資格による業務に従事した期間が通算して5年以上ある者		3年

【A】

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、または精神保健福祉士の資格を有する者

【B】

社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められる者、居宅介護職員初任者研修修了者、訪問介護員(旧ヘルパー2級以上)、児童指導者任用資格者、保育士又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者の者

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

- ・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



通院同行

- ・利用者の通院に同行し、必要な情報提供を実施



情報提供

- ・関係機関に対して文書により情報提供を実施



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	-(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフブラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	-(新) 通院同行	-	300単位
	-(新) 情報提供	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	-(新) 通院同行	-	300単位
	-(新) 情報提供	-	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
精神障害者支援体制加算		
-(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

⑦ 相談支援に従事する人材の確保

- 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、**常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。**

※「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」P71より一部抜粋

(資料なし)



最後に
～学生のみなさんへ～

仕事

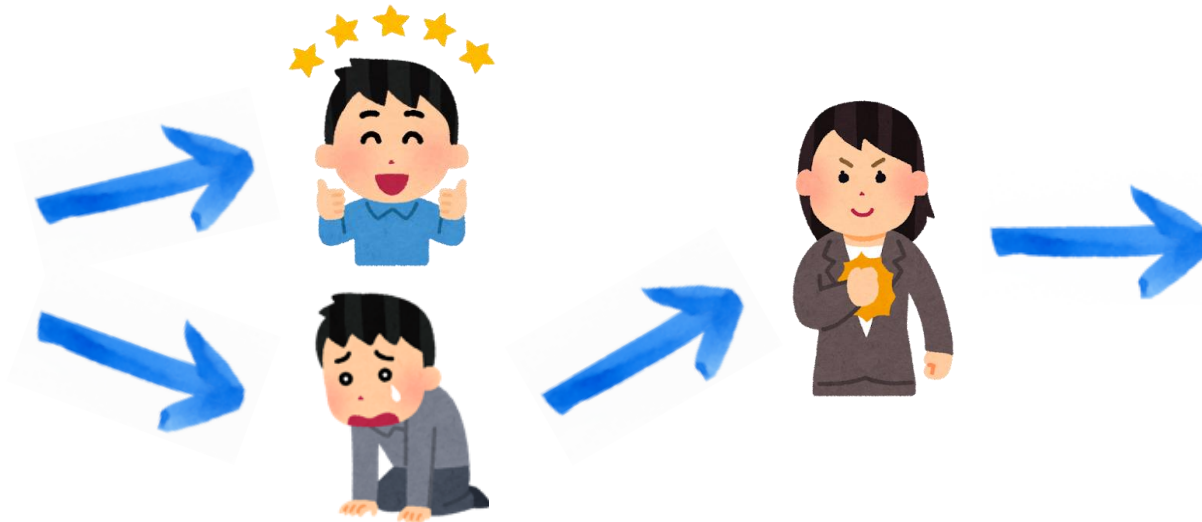
働く目的、何のために働くのか

↳ 障害があっても、自分らしい選択をして、
自分らしく生きて欲しい

職業

その目的を達成するための手段

↳ 相談支援専門員という職業



ご清聴ありがとうございました